

## 令和元年第3回東浦町議会定例会議案等一覧表

### 1 議案等

区 分	件 数	
	令和元年第3回	平成30年第3回
1 条 例	9	4
(1) 制 定	2	1
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	7	3
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	3	3
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	2	2
(3) 企 業 会 計	0	0
3 その他の議案等	11	11
計	23	18

### 2 専決処分

区 分	件 数	
	令和元年第3回	平成30年第3回
1 承 認	0	1
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	0	1
2 報 告	0	1
計	0	2

## 令和元年第3回東浦町議会定例会議案等概要 (予算関係議案を除く。)

### 第1 同 意

教育委員会委員の選任について（同意第3号）

次の者を令和元年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

すぎ うら まさ よ  
杉 浦 政 代（新任）

東浦町大字生路 昭和27年生

### 第2 報 告

平成30年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について（報告第9号）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により資金不足比率を、それぞれ監査委員の意見を付けて議会に報告する。

#### (1) 健全化判断比率（単位：％）

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（△3.23）	13.38	20.00
連結実質赤字比率	－（△21.59）	18.38	30.00
実質公債費比率	1.0	25.0	35.0
将来負担比率	－（△17.7）	350.0	

注（ ）内に参考としてその値を併記しています。

#### (2) 資金不足比率（単位：％）

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	－	20.0
東浦町下水道事業特別会計	－	

注 比率の「－」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合

### 第3 議 案：条例（制定）

#### 1 東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例の制定について（議案第36号）

町長がこの条例の施行の日の属する任期内に退職する場合には、退職手当を支給しないものとする。

施行日：公布の日

#### 2 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（議案第37号）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める。

施行日：令和2年4月1日

会計年度任用職員に報酬及び期末手当を支給し、及び費用弁償を行う。

##### （1）報酬

ア 他の一般職に属する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、その職種に応じて月額るときは313,326円、日額るときは14,920円及び時間額るときは1,925円の範囲内において定める額を報酬として支払う。

イ 時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬を常勤職員と同様に支払う。

##### （2）期末手当

常勤職員と同様の支給率（2.6月分）を支払う。

##### （3）費用弁償

通勤及び公務のための旅行に係る費用を支払う。

第4 議 案：条例（一部改正）

- 1 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について（議案第38号）  
地方公務員法及び地方自治法の一部改正（公布：平成29年5月17日 施行：令和2年4月1日）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：令和2年4月1日

会計年度任用職員制度の創設及び特別職の任用の厳格化に伴い、関係する次の条例の規定を整備する。

- （1）東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例（第1条関係）
- （2）東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第2条関係）
- （3）東浦町職員の給与に関する条例（第3条関係）
- （4）東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（第4条関係）
- （5）東浦町職員定数条例（第5条関係）
- （6）東浦町職員の退職手当に関する条例（第6条関係）
- （7）東浦町職員の育児休業等に関する条例（第7条関係）
- （8）東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第8条関係）
- （9）東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（第9条関係）

- 2 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について(議案第39号)  
地方公務員法の一部改正(公布:令和元年6月14日 施行:令和元年12月14日)に伴い、所要の規定を整理する。

施行日:令和元年12月14日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴い、関係する次の条例の規定を整理する。

- (1) 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例(第1条関係)
- (2) 東浦町職員の給与に関する条例(第2条関係)
- (3) 東浦町消防団条例(第3条関係)
- (4) 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第4条関係)
- (5) 東浦町職員等の旅費に関する条例(第5条関係)
- (6) 東浦町職員の退職手当に関する条例(第6条関係)

- 3 東浦町税条例等の一部改正について(議案第40号)

地方税法の一部改正(公布:平成31年3月29日 施行:平成31年4月1日等)に伴い、所要の規定を整備する。

施行日:令和元年10月1日等

- (1) 個人町民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加する。
- (2) 法人町民税の法人税割の税率を100分の6に引き下げる。
- (3) 軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割とする。

4 東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（議案第41号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（公布：令和元年6月7日 施行：令和元年8月1日）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：公布の日

5 東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（議案第42号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正（公布：令和元年5月31日 施行：令和元年10月1日）に伴い、引用する府令の名称を改める。

施行日：令和元年10月1日

6 東浦町印鑑条例の一部改正について（議案第43号）

住民基本台帳法施行令の一部改正（公布：平成31年4月17日 施行：令和元年11月5日）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：令和元年11月5日

(1) 旧氏を使用した印鑑の印鑑登録を可能とする。

(2) 印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑証明書に記載する事項から男女の別を削除する。

7 東浦町水道事業給水条例及び東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理に関する条例の一部改正について（議案第44号）

水道法の一部改正（公布：平成30年12月12日 施行：令和元年10月1日）に伴い、  
 所要の規定を整備する等

施行日：令和元年10月1日

給水装置工事事業者の指定の更新手数料を徴収する。

更新手数料：1万円

第5 議 案：町道路線

1 町道路線の廃止について（議案第48号）

次のとおり町道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起 点 (地先)	重要な経過地
		終 点 (地先)	
3008	緒川新田8号線	東浦町大字緒川字姥池 76 番	
		東浦町大字緒川字姥池 54 番	
3010	緒川新田10号線	東浦町大字緒川字姥池 36 番	
		東浦町大字緒川字姥池 26 番 80	

2 町道路線の変更について（議案第 49 号）

次のとおり町道路線を変更する。

整理番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
			終 点 ( 地 先 )	
3 0 0 9	旧	緒川新田 9 号線	東浦町大字緒川字姥池 86 番	
			東浦町大字緒川字姥池 26 番 125	
	新		東浦町大字緒川字姥池 26 番 71	
			東浦町大字緒川字姥池 26 番 125	
3 0 1 2	旧	緒川新田 12 号線	東浦町大字緒川字姥池 51 番	
			東浦町大字緒川字深狭間 29 番	
	新		東浦町大字緒川字姥池 57 番 1	
			東浦町大字緒川字深狭間 29 番	
3 0 1 3	旧	緒川新田 13 号線	東浦町大字緒川字姥池 49 番	
			東浦町大字緒川字姥池 59 番	
	新		東浦町大字緒川字姥池 68 番	
			東浦町大字緒川字姥池 59 番	
3 2 2 1	旧	緒川新田 221 号線	東浦町大字緒川字姥池 36 番	
			東浦町大字緒川字深狭間 13 番	
	新		東浦町大字緒川字姥池 69 番 1	
			東浦町大字緒川字深狭間 13 番	
3 2 2 2	旧	緒川新田 222 号線	東浦町大字緒川字姥池 55 番	
			東浦町大字緒川字鴻ノ木 53 番 1	
	新		東浦町大字緒川字深狭間 10 番 46	
			東浦町大字緒川字鴻ノ木 53 番 1	

3 町道路線の認定について（議案第 50 号）

次のとおり町道路線を認定する。

整理番号	路線名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3 2 4 3	緒川新田 243 号線	東浦町大字緒川字姥池 69 番 1	
		東浦町大字緒川字姥池 36 番 1	